

定 款

一般社団法人 日本睡眠改善協議会

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人日本睡眠改善協議会と称し、英文では J a p a n
O r g a n i z a t i o n o f B e t t e r S l e e p と表記し、
J O B S と略記する。

(主たる事務所)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

(目 的)

第 3 条 当法人は、会員相互の交流、親睦、情報交換及び研修会等を通し、睡眠に関する科学的研究成果に基づいた快眠生活を得るための具体的方策に関する啓蒙活動を推進するとともに、人材育成、他分野との交流を通し、社会的な貢献をすることを目的とする。

(事 業)

第 4 条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う

1. 会員の情報交換会の開催
2. 睡眠改善指導者の育成及び認定
3. 会員の地位向上のための情報発信活動
4. 会員の研鑽のための研究会、講演会の開催
5. 前各号に付帯する一切の事業

(公告の方法)

第 5 条 当法人の公告は、官報に掲載してする。

第2章 会 員

(入 会)

第 6 条 当法人の目的に賛同し、入会した者を会員とする。

2 当法人の会員は次の3種とする。

① 正会員 当法人の目的に賛同する個人で、睡眠改善指導者の認定を受け、所定の年会費を納めた者又は睡眠改善指導者の認定を受けていない者でも、理事会での承認を受けた者

- ② 賛助会員 当法人の目的に賛同する個人又は団体で、その事業を援助するため、所定の賛助会費を納めた者
 - ③ 学術参与会員 当法人の目的に賛同する個人で、当法人の対象とする領域に関する高度な学識経験を有す者
- 3 当法人の会員となるためには、当法人所定の申込様式による申込みをし、理事会の承認を得るものとする。この場合、賛助会員及び学術参与会員は、代議員1名の推薦を得なければならない。

(代議員)

- 第7条 正会員及び学術参与会員の中から、理事会の承認を得て代議員に選出された者が、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）に定める社員とする。
- 2 代議員は、1名以上とする。
 - 3 代議員の任期は、4年とする。但し、再選を妨げない。
 - 4 補欠又は増員で選任された代議員の任期は、前任代議員又は他の在任代議員の任期の満了すべき時までとする。
 - 5 その他代議員の選出規則については、別途定める。

(会費等)

- 第8条 正会員は、所定の年会費を納めるものとする。
- 2 賛助会員は、所定の賛助会費を納めるものとする。
 - 3 会費の額は、理事会が提案し、社員総会で決定するものとする。
 - 4 各種分科会活動等において、別途理事会で決定した参加費を徴収することができる。
 - 5 前号以外の研究会、講演会等各種参加費は、その都度理事会で決定し、掲示するものとする。

(会員の資格喪失)

- 第9条 会員が次に掲げる事由に該当するときは、その資格を喪失する。
- ① 2年以上会費を滞納したとき
 - ② 総社員の同意
 - ③ 死亡又は会員である団体の解散
 - ④ 成年被後見人又は被保佐人になったとき
 - ⑤ 除名
- 2 会員は、前項の資格を喪失したときは退会するものとする。

(退会)

- 第10条 会員で退会しようとする者は、その旨を当法人の事務局まで届け出るものと

する。この場合、既納の会費は返却しない。

(除名)

第11条 当法人の会員が、当法人の名誉を毀損し、当法人の目的に反する行為をし、会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の特別決議によりその会員を除名することができる。

(会員名簿)

第12条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。
2 当法人の会員に対する通知または催告は、会員名簿に記載した住所又は会員が当法人に通知した居所に宛てて行うものとする。

第3章 社員総会

(社員総会)

第13条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎年2月に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(開催地)

第14条 社員総会は、主たる事務所の所在地において開催する。

(招集)

第15条 社員総会の招集は、理事会がこれを決定し、代表理事が招集する。
2 代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により、他の理事がこれを招集する。
3 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに各社員に対して発する。

(決議の方法)

第16条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数を以てこれを行う。

(議決権)

第17条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第18条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(社員総会の権限)

第19条 社員総会は、次の事項について決議する。

- ① 会員の除名
- ② 理事及び監事の選任又は解任
- ③ 理事及び監事の報酬等の額
- ④ 計算書類等の承認
- ⑤ 定款の変更
- ⑥ 解散
- ⑦ その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第4章 役員等

(役員)

第21条 当法人には、次の役員を置く。

理事 3名以上10名以内

監事 1名以上

- 2 理事の中、1名を代表理事とする。
- 3 代表理事以外の理事のうち2名以内を業務執行理事とすることができる。

(選任)

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。

(理事の職務権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事を理事長と称する。
- 3 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 4 代表理事は、毎事業年度毎に、4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監 事)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任 期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度の最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度の最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 役員は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

5 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

6 増員により選任された監事の任期は、他の在任監事の任期の残存期間と同一とする。但し、他の在任監事の任期の残存期間が2年に足りないときは、選任後2年以内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。

(解 任)

第26条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。但し、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報 酬)

第27条 役員の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、社員総会の決議をもって定める。

第5章 理 事 会

(理事会)

第28条 当法人には、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(議長)

第29条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会で定めた順位により、他の理事がこれに代わるものとする。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- ① 当法人の業務執行の決定
- ② 理事の職務の執行の監督
- ③ 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、代表理事が招集し、会日の5日前までに各理事及び各監事に対し、招集の通知を発するものとする。但し、緊急の場合には、これを短縮することができる。

- 2 理事会は、理事及び監事全員の同意があるときは、招集手続きを経ずに開催することができる。
- 3 代表理事が欠けた時又は事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定に拘わらず、一般社団法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第34条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第6章 基金

(基金の拠出)

第35条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

- 2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。
- 3 拠出された基金の返還手続きについては、定時社員総会の議決に従い、理事会において定める

第7章 計 算

(事業年度)

第36条 当法人の事業年度は、毎年12月1日から翌年の11月30日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第37条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定に拘わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日までの前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

第8章 解 散

(解散の事由)

第38条 当法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- ① 社員総会の決議
- ② 社員が欠けたとき
- ③ 法人の破産手続開始決定
- ④ 解散を命ずる裁判

第9章 附 則

(定款の変更)

第39条 本定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上にあたる多数により変更することができる。

(委員会)

第40条 当法人の目的及び事業を達成するため、必要に応じて、専門委員会を設置することができる。

2 専門委員会の設置及び人選は代表理事が起案し、理事会の承認を得るものとする。

3 専門委員会の審議経過等は、理事会及び社員総会並びに会員総会において報告しなければならない。

(残余財産)

第41条 当法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、当法人と類似の目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に寄付する。

(剰余金の分配)

第42条 当法人に剰余金が生じた場合でも、当該剰余金の分配は行わない。

(最初の事業年度)

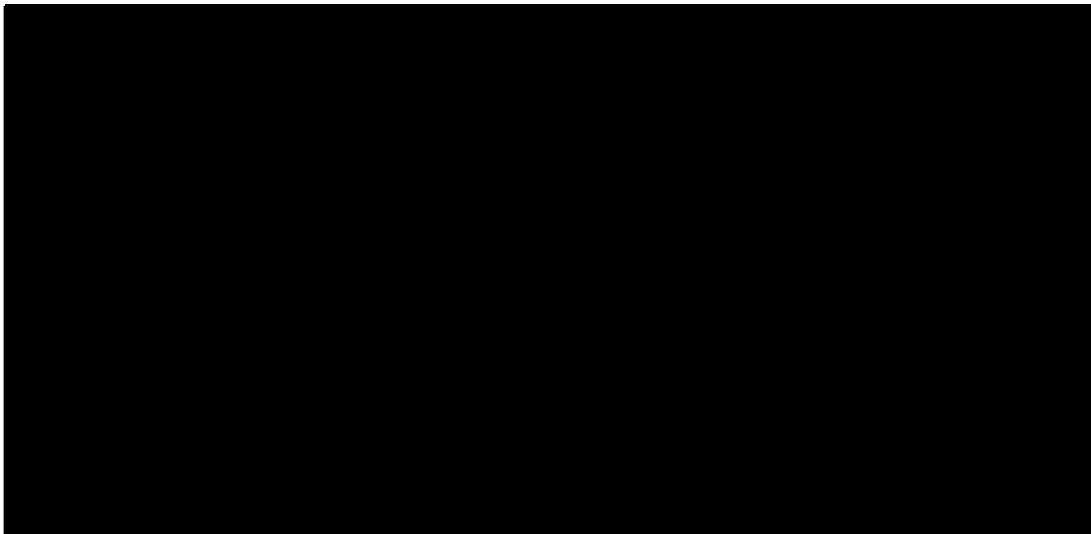
第43条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成22年11月30日までとする。

(定款に定めのない事項)

第44条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令の定めるところによる。

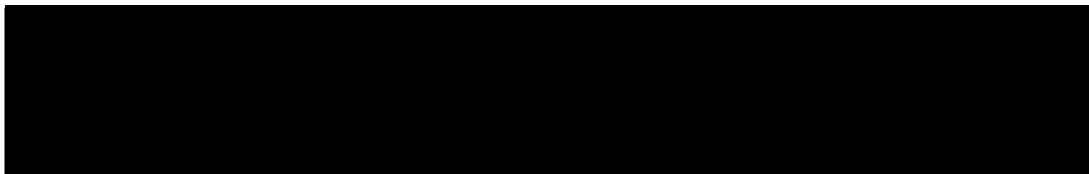
(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

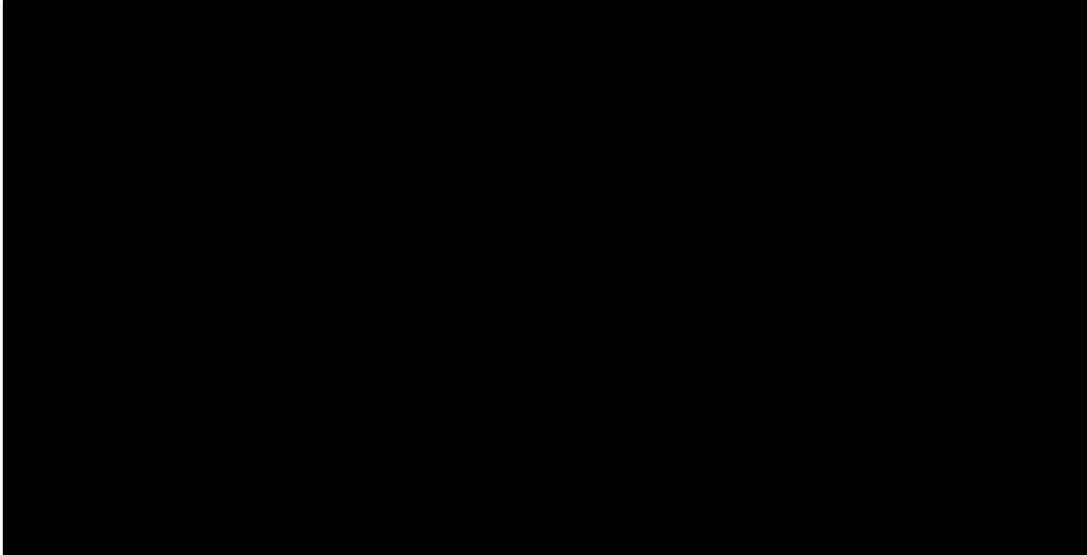
第45条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は次のとおりである。




(設立時理事及び監事の氏名及び住所)

第46条 当法人の設立時理事及び監事の氏名及び住所は次のとおりである。





以上法人を設立するため、定款作成代理人である司法書士  は、電磁的記録である本定款を作成し、次に電子署名する。

平成21年12月4日

